

執行隊の副隊長、方面隊長又は分駐隊長に専決させることができる事務について（例規通達）

平成28年 3 月 25 日

本部（警務）第14号

〔沿革〕 令和 7 年 3 月本部（警務）第29号、 8 年 3 月第20号改正

新潟県警察の事務の専決に関する訓令（平成26年本部訓令第13号）第 7 条の規定に基づく「隊長の事務のうち、執行隊の隊長が副隊長、方面隊長又は分駐隊長に専決させることができる事務」を、下記のとおり定め、平成28年 4 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 専決させることができる事務及び専決者

隊長の事務のうち、執行隊の隊長が副隊長、方面隊長又は分駐隊長に専決させることができる事務は、別表の中欄に掲げる事務とし、専決できる者は、同表の右欄に表示する者とする。

2 留意事項

- (1) 別表中に専決者が複数指定されている場合は、このうちの下位の職にある者にも専決させることができる。
- (2) 専決者は、専決することができる事務であっても、特に命ぜられたもの、重要又は異例と認められるもの及び疑義のあるものについては、上司の決裁を受けること。